

事 務 連 絡
令 和 8 年 3 月 31 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐（医療福祉担当）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の発出等について（通知）

今般、令和8年3月30日付けで「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」及び「「補装具費支給事務取扱要領」の一部改正について」が発出され、令和8年4月1日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、令和8年4月1日以降に交付する「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給及び修理に適用しますので、事務処理に遺漏なきよう、よろしくお願いいたします。